

令和5年9月

お客様各位

さがみ信用金庫

## 当金庫におけるインボイス制度（適格請求書等保存方式）への対応について

令和5年10月より消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。これに伴う当金庫の対応状況につきまして、以下の通りご案内いたします。ご不明な点等ございましたら、下記のご連絡先もしくはお取引店にお問い合わせください。

### 1. 当金庫の適格請求発行事業者登録番号

- ・さがみ信用金庫：T3021005005632

### 2. 営業店窓口でのお取引のご案内

- ・令和5年10月以降に当庫が発行するお振込や両替など各種手数料の領収証につきましては、インボイス制度の要件を満たしております。そのまま適格請求書としてご利用いただけます。

### 3. WEB-FB、定額自動送金等の領収証が発行されないお取引のご案内

- ・領収書がないお取引につきましては、特定期間にお支払いいただいた手数料額を記載した「インボイス管理票」を発行いたします。なお、発行には営業店窓口にて「インボイス管理票発行依頼書」をご記入いただき、必要期間のご指定をいただく必要がございます。

### 4. その他ご留意いただきたい事項

- ・ATMでのお取引にかかる手数料等については、適格請求書が発行されません。
- ・インボイス制度に関する一般的なご質問等につきましては、ご担当の税理士、最寄りの税務署や国税庁HPでご確認ください。

※本件にかかるお問い合わせ先  
さがみ信用金庫 事務部  
0465-24-3181  
(平日9時～17時)

さがみ信用金庫